



## (岡山市) 障害福祉サービス等に関する 基準条例の制定について

(平成24年度集団指導資料)  
平成25年2月19日(火)  
平成25年2月20日(水)  
岡山衛生会館三木記念ホール

岡山市保健福祉局事業者指導課



## (岡山市) 障害福祉サービス等に関する基準条例について

岡山市は、総合福祉の拠点都市として、障害者が安心して生活できる福祉サービス供給体制の整備を進め、より質の高いサービスの提供を目指して、次のような独自基準を定めました。

### 人員に関する基準

- 1 暴力団員の排除
- 2 管理者の資格要件を設定

### 設備に関する基準

- 3 入所施設, 宿泊型自立訓練の耐火・準耐火建築の義務付け

### 運営に関する基準

- 4 多様な手法を用いたサービス評価
- 5 成年後見制度の活用支援
- 6 別居親族への訪問系サービスの提供の制限
- 7 運営規程の整備
- 8 研修機会の確保
- 9 非常災害対策の充実
- 10 記録の保存期間

## 各項目のポイント

### 人員に関する基準について

#### 1 暴力団員の排除

事業所等を開設する法人の代表者・役員(これらと同等以上の支配力を有する者を含む)、管理者等は、暴力団員であってはなりません。

#### 2 管理者の資格要件

管理者になるには、下記のいずれかを満たすことが必要です。

- ・社会福祉主事任用資格(社会福祉法第19条第1項各号, 社会福祉士・3科目主事など)
- ・社会福祉事業(社会福祉法第2条)での2年以上の実務経験
- ・企業を経営した経験(就労継続支援A型・B型のみ)
- ・その他上記と同等以上(旧法での障害者施設・医療機関など)での2年以上の実務経験

※対象事業又は施設は以下のとおりです。

- ・生活介護
- ・短期入所(病院・診療所が行うものを除く)
- ・自立訓練(生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・自立訓練(機能訓練)
- ・共同生活介護
- ・共同生活援助

※上記下線の業務については、新たに必要です。

※H25.4.1時点の管理者が引き続き管理者である場合には、2年間の経過措置があります。

## 設備に関する基準について

- 3 入所施設, 宿泊型自立訓練の耐火・準耐火建築の義務付け  
入所施設(障害者支援施設), 宿泊型自立訓練の建物は, 耐火・準耐火建築であることを義務付けます。  
※既存建物については経過措置があります。(増改築等を行う場合は除きます。)

## 運営に関する基準について

- 4 多様な手法を用いたサービス評価
- ・自己評価だけでなく, 第三者や利用者から評価してもらうなど, 多様な手法で評価を行うことによりサービスの質の改善を図らなければなりません。  
(評価機関の限定はありません。)
  - ・入所施設については, 上記に加え, 定期的に外部評価を行うとともに, その結果の公表に努めなければなりません。

## 5 成年後見制度の活用支援

成年後見制度等の活用が必要な利用者については, 利用方法や関係機関の紹介など, 成年後見制度を適切に活用できるよう支援を行う必要があります。

## 6 別居親族への訪問系サービスの提供の制限

### ・配偶者

・3親等以内の血族及び姻族(子・子の配偶者・孫・孫の配偶者・ひ孫・ひ孫の配偶者・親・祖父母・曾祖父母・兄弟・兄弟の配偶者・甥姪・叔父叔母など。次ページ参照。)については、訪問系サービスの提供による報酬(介護給付等)の請求を行うことができません。

※配偶者、親等などの用語は民法の例によります。

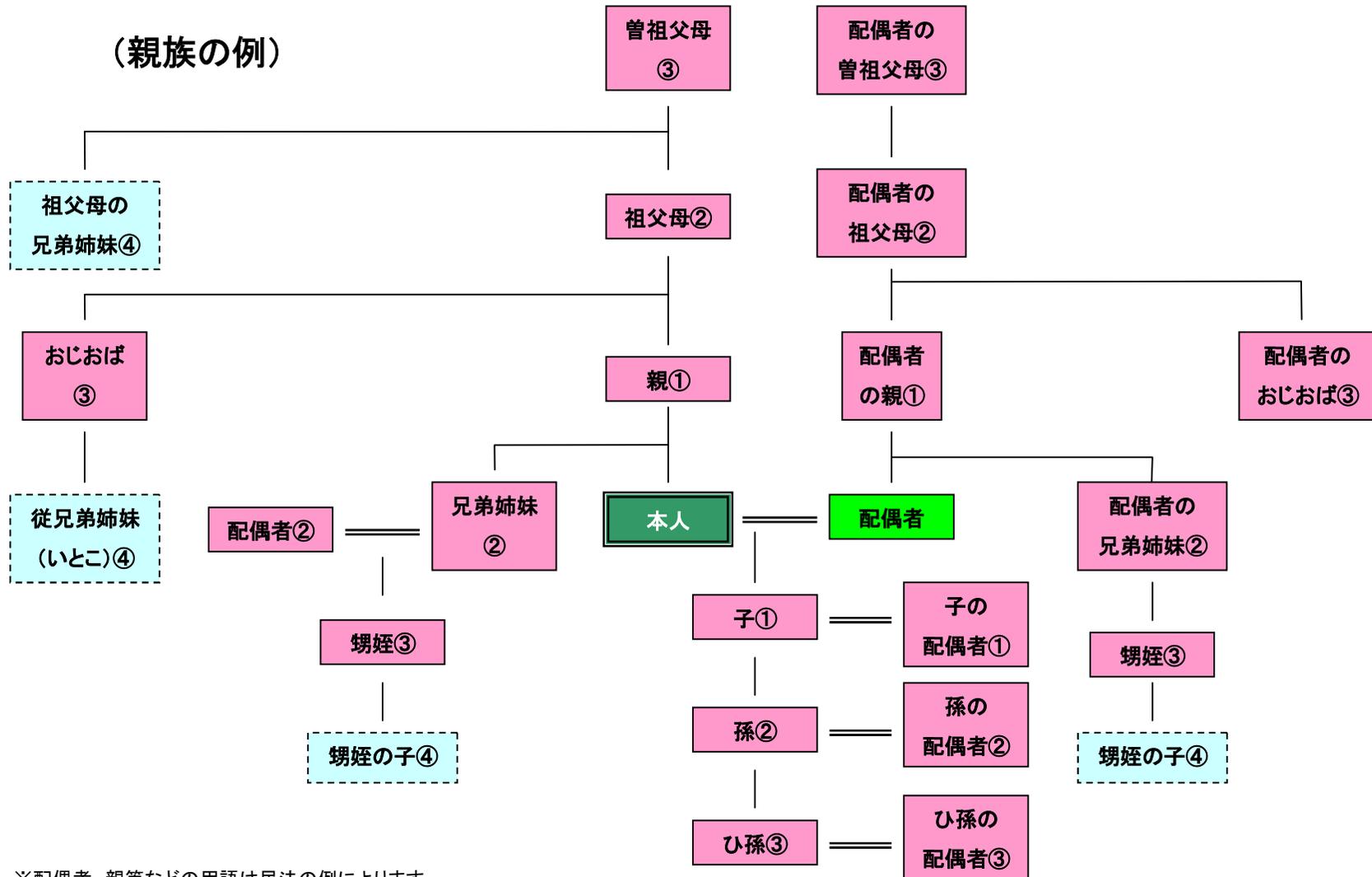
※同居の家族については、省令でも制限されています。

※親族以外の従業者がサービス提供を行うことは可能です。

※訪問介護(介護保険)等についても同様です。



(親族の例)



※配偶者、親などの用語は民法の例によります。

※緑及びピンクの人が提供制限範囲の例です。(水色(破線)は制限範囲外です。)

※丸数字が親等です。(本人・配偶者には親等はありません。)

※同居の家族については省令でも制限されています。このため、上記水色や上記以外でも同居の場合は制限されます。

## 7 運営規程の整備

(生活介護の例)

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種, 員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時, **事故発生時**等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) **身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続**
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) **成年後見制度の活用支援**
- (14) **苦情解決体制の整備**
- (15) その他運営に関する重要事項

※上記の下線部分が独自部分

・(8)について

医療機関, 家族等への連絡や速やかに対応することなど事故発生時の対応を明記してください。

・(11)について

身体拘束等は原則として禁止されています。

緊急やむを得ず行う場合(利用者又は他の利用者の生命・身体の危機がある場合)に記録し, 説明を行うこと等を明記してください。(身体拘束等を行わない場合には, 行わない旨の記載だけでかまいません。) また, 行う場合の手続はあらかじめ定めておいてください。

### (7 運営規程の整備 続き)

- ・(13)について

成年後見制度の活用が必要な人に対して、支援することを明記してください。

- ・(14)について

苦情解決のため適切に対応することを明記するとともに、重要事項説明書等で苦情解決担当者やその連絡先等を利用者にお知らせしてください。

### 8 研修機会の確保

- ・研修計画を作成し、計画に従って研修を行うこと
- ・障害者の人権擁護・虐待防止等の内容を含むものであること
- ・計画的な人材育成に努めること

### 9 非常災害対策の充実

- ・消火設備等必要な設備を設けること
- ・事業所の立地・自然条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、規模・被害の程度に応じた**具体的計画を策定すること**  
(火災・台風・大雨・増水・地震・津波・高潮など)
- ・関係機関・関係者との連携体制・連絡体制の整備
- ・定期的な従業員への周知

### (9 非常災害対策の充実 続き)

- ・計画等の**概要の揭示**(関係機関への通報一覧表・事業所の緊急連絡網・避難経路等)
- ・計画に従い、定期的な訓練の実施
- ・近隣自治体・地域住民・他の障害福祉サービス事業者・医療機関等との**相互支援・協力体制の整備**
- ・非常災害時の障害者等の弱者の**受入れ努力**

### 10 記録の保存期間

(国省令)サービス提供の日から5年

(市条例)その完結の日から5年

※完結の日:当該サービスの自立支援給付費等の請求・支払・受領が完了してから5年  
(H25.4.1以後の記録より)

その他不明な点がある場合には、必ず確認を行ってください。

岡山市保健福祉局

事業者指導課 障害事業者係

TEL 086-212-1015 FAX 086-221-3010

[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasadou/jigyousyasadou\\_00003.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasadou/jigyousyasadou_00003.html)



障害福祉サービス事業者 様  
障害者支援施設の設置者 様  
障害児通所支援事業者 様  
障害児入所施設の設置者 様

岡山市保健福祉局事業者指導課長  
(公印省略)

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例等の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等  
(以下「基準条例」と言います。)の施行(平成25年4月1日)に伴う届出について、次の  
とおりとしますので、書類の提出をお願いいたします。

## 記

### 1 誓約書の提出について

基準条例により事業所・施設を開設する法人の役員及び管理者は、暴力団員であっては  
ならないとされたことに伴い、下記書類を提出していただくこととなります。

#### (1) 障害福祉サービス事業者・障害者支援施設

- ・障害者自立支援法(平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的  
に支援するための法律)第36条第3項各号の規定に該当しない旨及び暴力団員でな  
いことの誓約書
- ・役員等名簿及び岡山県警察への暴力団員でないことの照会同意

#### (2) 障害児通所支援事業者・障害児入所施設

- ・児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団員でない  
ことの誓約書
- ・役員等名簿及び岡山県警察への暴力団員でないことの照会同意

### 2 運営規程の変更の届出について

基準条例により、運営規程に新たに次の項目を定めることが必要となります。

- ①事故発生時の対応
- ②身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- ③成年後見制度の活用支援(障害者のみ)
- ④苦情解決体制の整備

これらの規定を定めた上で、変更届、付表及び運営規程の写しを提出してください。

### 3 提出期限・提出先

平成25年4月末まで

### 4 提出先・提出方法

下記担当へ、郵送又は持参にて提出してください。

<担当>岡山市事業者指導課障害事業者係  
〒700-0913  
岡山市北区大供3-1-8 KSB会館4階  
TEL 086-212-1015 FAX 086-221-3010